

令和3年第2回定例会

(第4日)

令和3年6月16日

令和3年第2回平川市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程（第4号）令和3年6月16日（水）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 5番 工 藤 貴 弘
- 6番 工 藤 秀 一
- 7番 福 士 稔
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

- | | |
|------------|---------|
| 市 長 | 長 尾 忠 行 |
| 副 市 長 | 古 川 洋 文 |
| 教 育 長 | 須々田 孝 聖 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大 川 武 憲 |
| 農業委員会会長 | 今 井 龍 美 |
| 代表監査委員 | 鳴 海 和 正 |
| 総 務 部 長 | 對 馬 謙 二 |
| 総務部総務課長 | 佐 藤 崇 |
| 企画財政部長 | 西 谷 司 |
| 市民生活部長 | 一 戸 昭 彦 |
| 健康福祉部長 | 工 藤 伸 吾 |

尾上総合支所長	工藤 敢司
経 済 部 長	對馬 一俊
建 設 部 長	原田 茂
碓ヶ関総合支所長	齋藤 茂樹
教育委員会事務局長	三上 裕樹
平川診療所事務長	宮川 厚
会 計 管 理 者	三上 庚也
農業委員会事務局長	小野 生子
選挙管理委員会事務局長	今井 匡己
監査委員事務局長	成田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小田桐 農夫吉
総務議事係長	河田 麻子
主 事	對馬 賢也

○議長（福士 稔議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者の皆様に申し上げます。

携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。

なお、発言の際は、マスクの着用をお願いいたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。

また、会議規則第62条第2項の規定に「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」とありますので、配付しております一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

配付しております一般質問通告一覧表のとおり、本日は、第7席から第9席までを予定しております。

第7席、8番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

（長内秀樹議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員の一般質問を許可します。

○8番（長内秀樹議員） 改めて、おはようございます。

ただいま、議長より一般質問の許可を頂きました第7席、議席番号8番、誠心会の長内秀樹です。今回、金田小学校の改築、窓口業務の改革、果樹産業振興の現状と今後の見通しの3項目について質問をさせていただきます。それでは通告に従いまして、一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

まず最初に、1. 金田小学校の改築についてであります。

本年、老朽化した金田小学校の改築工事の基本設計などがスタートいたしますが、校舎、体育館の改築内容、建築場所、開校までのスケジュール、予算規模など事業概要についてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 長内秀樹議員御質問の金田小学校の改築について、今後予定している金田小学校の老朽化に伴う改築工事について、現時点で想定する事業概要についてお答えをいたします。

校舎、体育館の改築内容としては、昨年度実施した建物の老朽化を総合的に判断する耐力度調査の結果により、校舎は改築、体育館は改修する方針としました。体育館については、平成20年度に耐震化工事を実施した結果、強度が十分であったことから、改築ではなく改修工事を行って当面の間は利用していくことになります。そのため、体育館は既存位置となることから、校舎建築位置については現校舎の南側に建設し、現体育館と接続して、これまで同様利用に不便がないようにする計画であります。

事業全体のスケジュールとしては、今年度に基本設計、来年度に実施設計を行い、改築工事については、実施設計が終わり次第、早期に着手できるよう事業を進めてまいります。これは国の学校施設環境改善交付金が採択になることが前提となります。計画としては、令和5年度以降に2か年で実施し、その後、旧校舎の解体工事と外構工事を実施する予定です。

しかしながら、金田小学校のように老朽化による危険改築のケースは、国の学校施設環境改善交付金の採択条件が非常に厳しく、着工時期についても計画がずれ込む可能性がありますことを御理解いただきたいと思っております。

また、予算規模については、昨年度の財政運営計画において、監理業務等を含めた事業費全体で約24億円としておりましたが、このたびの体育館の整備方針の変更により、事業費が見直されることとなります。

本事業は基本設計がこれからであり、今後概要が決まり次第、議員の皆様方に説明をまいりますので御理解を頂きたいと思っております。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 校舎が改築で、体育館が改修ということが分かりました。

それでは、順次再質問させていただきたいと思っております。今回、こういう形で金田小学校の改築、体育館の改修ということになるわけですが、現在進められているICTや英語教育、さらには今の新型コロナ感染症からの公衆衛生対策、さらには災害時の児童と地域との安全問題、こういうことを考えますと、これから建築される小学校については、今までと違う校舎となると思うわけですが、どの部分が違って、どういうところに特徴を持たせた校舎としたいのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 新しくできる金田小学校は、今までとどのようなところが違う建築になるのかというような御質問だと思います。

校舎建築については、近年改築を行いました猿賀小学校などと同様に、児童や学校関係者が安全で安心な学校生活を送れるよう、ユニバーサル・デザインを取り入れ、年齢や能力、身体の状態などにかかわらず、誰もが使いやすい学校環境となることを目指しております。

環境整備に関しましては、エアコンの設置のほか公衆衛生対策として、トイレの洋式化や自動水栓についても対応させたいと考えております。また、近年整備した学校ICT機器などの備品関係については、既存のものを移設するなどし、引き続き学校ICT教育の推進にも対応する予定です。

特徴となる部分ではありますが、議員御質問のとおり、学校生活においては児童生徒の安全安心が最優先であります。市内の小・中学校どの学校であっても、災害時において

は児童生徒のみならず、地域の皆様にも安心して避難できるような避難場所としての機能も有する学校となるよう整備するものであります。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 一方、教職員の立場からのお話をしたいと思います。

教育長は昨年まで、教えるほうの立場にいました。そこでちょっと教育長にお伺いしたいのですが、教職員として働く場と考えたその位置から見て、教育者のほうから見た設計に当たっての思いとか方針がありましたらお伺いしたい。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） ハード面ということで受け取らせていただきます。教職員の働く場としての機能向上については、現在推進している職員用の洋式トイレの設置、それから職員室等へのエアコン設置、更衣室、休憩室等も想定しておりますが、詳細については、今後基本設計を行う中で、校長先生をはじめ教職員の方々からも意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 教職員におかれても働く場所ということを考えればそのとおりかと思えます。

先般一般質問の質問取りの際に、今のようなことを聞いていましたら、地元紙に書かれました。金田小学校の地元住民に対する説明会、私今聞こうとしていたわけですが、改めてお伺いしたいと思います。今回のこういう金田小学校の改築・改修に向けて、地元住民や教職員、特に地元住民です。こういう人たちの意見を聞かないといけないと思うわけですが、この辺についてはどういう考え方をしているのか。いつ頃から何回程度どのようにやるのかなど、分かっていたらお伺いしたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 保護者や地域住民の方々に対する説明会については、基本設計の業務がある程度進み、工事の概要が見えた段階で開催したいと考えております。現在の想定では、9月頃に地域住民説明会を開催し、その後に大きな変更や要望に対する報告が必要な状況となれば、再度開催したいというふうに考えてございます。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 9月頃にとのことです。そこでちょっとお伺いします。

基本設計をする前の段階で、基本コンセプト案をつくりたいというときに、その前の段階でPTAだとか地元住民、さらには地域の声ということでアンケートを取るとか、他の学校の例を見るとそういうような手法でやられている学校もございます。より地域の声が密になるということで、基本コンセプト案をつくる前の段階で、今改築がありません。体育館は改修です。今回、校舎は改築しますというふうにスピーカーするわけですので、地域の住民にとっては、じゃあどういものがどうなればいいのかというふうに思いは膨らむわけですよ。地域の声、使う人の声、はたまた調べてみますと子供たちの声をアンケートで聞いて、子供たちからこういう学校がいいよという6年生、5年生の案を取り入れてできた学校もございます。今回、その辺の手法については考えたものなのではないでしょうか。それとも、そういうことは、もう初めから考える必要ないというふうに考えているもんですか。教育長、その辺どう思いますか。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 実際問題、猿賀小学校の場合でも検討委員会というものを設置しまして、校長先生、町会の役員、PTAの役員、地域の方という形で15名ほど構成員に入れてそういうふうな委員会を設置したということもございました。

ただ、この委員会に求めている役割が校舎の配置や部屋割りということでございまして、今回のケースについては、体育館を既存のものとするということで、配置の部分も変更の余地がないというような形になっていますし、そういう形で今回はその担うべき役割というか、事前にそういうふうな形で意見を募集するというよりも、ある程度設計がゼロからでなくて、少し見えた段階でお示ししたほうが理解度も進むのではないかとということで、そういう形のものには設置しないで、事前に意見を募集しないで、ある程度設計が見えた段階でやるということにしたものでございます。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） ちょっと視点を変えてお話をしたいと思います。

私は今までの検討委員会のことは大体分かっていました。今回はコロナがあつて、今これからコロナも収束していきます。これにプラス次の質問させてください。

尾上総合支所には通級指導教室がございまして。この通級指導教室、金田小学校に併設されているものと私認識してございますけれども、新金田小学校ができた際、それから尾上庁舎の問題もございまして。このときに併設している通級指導教室は、尾上庁舎から金田小学校へ移設になるのですか。それともどうなるのですか。その考え方を伺います。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 通級指導教室は、特別なサポートや支援が必要な児童のため、金田小学校が設置校となっております。しかし、これまでは小学校内に十分な教室スペースが確保できなかったことから、尾上総合支所3階に開設した経緯があります。

金田小学校改築後は、尾上総合支所に併設されている通級指導教室は、新金田小学校へ移設する計画となっております。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 通級指導教室は金田小学校へ移設ということですか。

ところで、通級指導教室に通っている児童生徒、それから来ている範囲分かっていましたらお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 現在、通級指導教室を利用している人数でございますが、令和3年4月1日現在29人の児童が利用をしております。在籍する学校において、別室で巡回指導を受けている方もこの中に含まれます。

利用者は今年度は平川市民のみでございますけれども、教室がない町村からも通級することは可能となっております。今年度は市内の方のみとなっております。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 通級指導教室に令和3年4月1日現在は29人、今は平川市民だけと。たしかその前の段階は、大鰐町だとかいろいろ来てたことも。

その後も通級指導教室は、金田小学校にこれから移っていくわけですね。その通級指導教室が、金田小学校へ併設されるということを地域住民の方々、PTAの方々、またPTAを卒業した方々にちょっと聞いてみたんです。そうしたら、まず通級指導教室が分からない人もたくさんいました。そういう中で、今回金田小学校の改築という話を市民の方に伺ったところ、まずびっくりです。まだハードルがたくさんあります。通級指導教室の内容を地域住民にお知らせすることから始まり、いろいろなハードルが出てくるかと思えますけれども、そこでお伺いしたいと思います。基本の設計の際に、ある程度できてからお話を聞くのであれば、今ある通級指導教室、これは従来の普通教室とはちょっと違うと思うんですけれどもね。作り方も環境も。通級指導教室を設計するのに、特に配慮する事項は何だと思っているのですか。何が通級指導教室を造る際には、必要な環境というふうに考えているかをお伺いしたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 通級指導教室の設計には、教職員と教室利用保護者の意見を取り入れながら、小学校との調整が必要であると考えております。教室の大きさや部屋の数、指導に必要な設備利用が可能であること。あと、落ち着いた環境での指導が必要な児童が利用することを踏まえた教室の位置と、来校者の出入口から教室までの動線など、通級する児童に配慮した形で進めることが必要だというふうに考えております。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 一般的に通級指導教室は防音性、遮光性、光ですね。それから職員室も別に造らなくてはいけません。さらには待合室、その子供たちがその時間通ってくるわけです。例えば平賀のほうから、碓ヶ関のほうから来るわけです。来た際に、時間までの待合室もなくてはいけません。その待合室での環境、部屋の光だとか音だとかいろいろなそういう環境が必要になってくると思います。そういうようなことも一緒にして、今回設計の際には地域の声も聞かず、ある程度物ができてから地域の声を聞くという手法はいささか乱暴だと思うんですが、手法として再考すべきだと思いますが、その辺どんなもんですか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） まず、通級指導教室を知らないという方がいると先ほどおっしゃいましたが、市のほうでパンフレットを作っておりまして、保育園へ配ったり関係者に配ったり、どういう中身で、どういう子供が、どのように通って、どのように指導を受けるかというようなもので、一応周知はしているつもりです。

それからまず、通級指導教室は職員室が必要です。それから指導する指導室が必要です。面談する面談室、そこは保護者の待合室にもなります。子供は待たないですぐ指導室のほうに行って先生の指導を受けます。それからプレイルームという子供を遊ばせる、心を解き放つ、トランポリンがあったりブロックがあったり積み木があったり、そういう部屋も必要で、最低限4つ。プラス、ソファを置いて待合場所ですね。そういうものがあるとなお結構だと思います。遮光だとか防音については、特別支援学級の教室を造る際と、恐らく同じ考え方でいくと思いますので、すりガラスにするとか防音にするとか、そういう人目に触れないで集中できる環境をつくっていくと。まずそこら辺、基

本設計の中に、まずは専門家、当事者の方から聞いた意見を入れながらお示しして、指導教室についてはこういうことなんですよというふうに説明していくのがよろしいかなと考えます。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） とりあえずは基本設計の際に、今お話しのところを十分に注意して、地域の声を聞くという態勢は怠らず、ぜひそういうふうになっていただければと思います。

やはり地域の声というのが一番大切かと思います。私思うには、1つ御提案ですけれども、子供たちの声、特に5年生、6年生の子供たちの声も聞いた学校づくりというのも、1つの提案という形で述べさせていただいてこの件は終わりたいと思います。

次に、2. 窓口業務の改革についてお伺いしたいと思います。

押印の不要、マイナンバーカードの普及さらには政府のデジタル庁の新設等自治体での窓口業務の変革が叫ばれてございます。

ちょっと調べてみますと、令和2年9月9日の第3回定例会中、工藤貴弘議員への市長答弁で、今回私がお伺いします書かない窓口が、埼玉県深谷市で実施していると市長答弁の中で出てきます。初めて市長答弁の中で、書かない窓口という言葉が出てきました。その後、令和2年12月15日の第4回定例会、佐藤 保議員の質問に対して、市長からの答弁で、令和4年新庁舎完成に合わせて、書かない窓口の導入を検討しているというふうに議事録にも記載されてございます。市長の口から書かない窓口という言葉が本議会の中においては2回出てきてございました。今回、この窓口業務の改革についての書かない窓口、これをメインに質問をさせていただきたいと思います。

市長がお話ししました書かない窓口における業務、将来どのように考え、そして書かない窓口はどういう形で進めていくのか。開設年とかメリットだとかそういうもの分かっていたら教えていただければと思います。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 書かない窓口は、氏名や住所、生年月日などの基本情報を職員が聞き取りして、申請書等の作成を支援するものであります。これにより記入の手間が減るほか、手続時間も短縮され、来庁者の負担が大きく軽減されるなどのメリットがあります。

本市における書かない窓口の検討状況等につきましては、現在窓口担当者によるワーキンググループにおいて検討を進めております。詳細については、今後詰めていくこととなりますが、最初の窓口で登録した情報が、次の窓口にも引き継がれるよう先進事例等を参考にしながら検討を進めてまいります。

導入時期は、新本庁舎の開庁時を予定しております。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 新本庁舎の開庁時にということで、実際具体的にはどのような形になるのか。例えば、印鑑証明書だとか所得証明書などの証明書の発行、もちろん転入、転出、婚姻、出生、死亡こういう申請書があるわけですけれども、具体的な例を挙げて御説明いただければと思います。

○議長（福士 稔議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） 具体的な一例を挙げて説明させていただきます。

先進自治体の事例から、申請者の個人情報を入力担当職員などが聞き取りをして、タブレットなどに入力、またはマイナンバーカードや免許証等をスキャンすることによって、個人情報を取り込み、申請者からは申請内容を確認した上で署名を頂くことになります。その後、取り込んだ個人情報を転入、転出、転居などの住所異動への反映や、住民票、戸籍証明書、印鑑証明書の交付へ反映する手法が想定されます。

なお、出生証明欄の記入を必要とする出生届、証人欄の記入を必要とする婚姻届と離婚届、死亡診断書欄の記入を必要とする死亡届など戸籍に関する届出につきましては、現行どおり書いていただくこととなります。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 今の答弁の中で、ちょっと私聞き漏らした感じしたんですけども、申請書はスキャン、機械でやって、そして申請書が出てきたらそれに署名というお言葉を今聞いたわけですけども、一旦申請書ができて、また本人がそこで署名してそれが申請書になるということですか。

○議長（福士 稔議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） まず聞き取りして、どういった申請書が必要かということで、読み取りした分がまず申請書に印刷されるんですけども、これでいいですかということで御本人に署名を頂くということになります。

ただ、出てきたのでそれでいいというわけではなく、あくまでも御本人の申請した内容について確認もさせていただきますので、そのときに名前だけは書いていただくということになります。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） ということは、それは法令上そうになっているということですか。

○議長（福士 稔議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） 法令上かどうか、ちょっと私知識持ってませんけれども、あくまでも本人の意思確認のために記入していただくものだと思っております。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） となりますと、書かない窓口というのは市民の方々が新しくできた新庁舎に来て、例えば、印鑑証明書、所得証明書をもらいに来ましたと言うと、マイナンバーカードだとか免許証を提示して、それをスキャンとかそういう方法でやることによって、申請書は書かなくてもいいと。しかし、申請書をプリントアウトして出てきた用紙には、もう一度自分のお名前を書いてさらに提出して、そして新たなものが出てくると。ただ単に申請書の書かない窓口というのは、申請のところは書かなくてもいいんだけど、住所は書かなくてもいいけれども、名前だけはもう一回書くということですよ。そう理解していいわけですよ。それで新たに、今の戸籍のほうについては、まだちょっと分からないという形で。分かりました。もっとすばらしいものかと思っておりました。はい、分かりました。

書かない窓口というのは、そういう形であるわけですけども、私以前にもお伺いしたんですけども、先進自治体では、コンビニでの証明書の発行とかいろいろあるわけ

ですけれども、本市におけるコンビニでの証明書、戸籍の謄本だとかそういうものが受け取られるかと言ったら、大分経費もかかるのでできないというようなお答えを聞いていましたけれども、その状況はどうかということが1つ。それとあわせて、将来、未来といたしますか、そういうときは申請書とか証明書の発行はどうなるのか。

さらに、例えば相談とか審査、こういうものを市役所に行って相談をしたい。そのような窓口の業務というのは将来どうなるのか。農林であれ健康福祉であれ商工であれ、そういうものでの相談に行ったとき、審査のときだとかそういうときの将来の窓口というのは、どのような未来図を描けばいいのか。もし、分かっていたら教えてください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） コンビニ交付についてはこれまでも検討してきましたが、導入自治体の現状から想定される利用頻度に対し、多額の導入経費や運営経費が見込まれることから、現在導入には至っておりません。

次に、窓口業務の未来についてであります。令和元年12月に施行されたデジタル手続法では、デジタル技術を活用した行政デジタル化の推進を基本原則とし、実質的に国の全ての手続をオンライン化することとしております。今後、マイナンバーカードを基軸とし、マイナポータルを活用したパソコンやスマートフォンにより、多くの申請が時間や場所の制約を受けずに可能となるものと考えられます。

当市においても、新型コロナウイルス感染症の収束がいつになるのか見込めず、加えて、職員数も人口減少に伴い減少していくものと想定していますので、国が推進する行政手続のデジタル化による効率化を積極的に進めていく必要があります。効率的に行政サービスを提供するための一例としては、定型的な業務プロセスを自動化するRPAの活用や、AIを活用した職員の業務支援などミスのない安定した事務処理ができるスマート自治体への転換が考えられます。

一方で、相談や審査など職員が直接対応しなければならない業務もありますので、限られた職員数でも、しっかりと市民に向き合える体制も併せて整備していくことが重要であると考えております。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） すみません、私勉強不足で。今市長の答弁でRPAの活用、定型的な業務というお話も頂きました。このRPAとはどういうものですか。もうちょっと具体的にお願いします。

○議長（福士 稔議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（一戸昭彦） RPAは職員が行う作業等を自動化して行うものの1つなんですけれども、例えばRPAとAIとかあったりするんですけれども、RPAは判断を伴わない単純作業の集計とかを自動化することです。ただ申請書が100枚、200枚来たのを集計するだけならいい悪いの判断を伴わないので、ただただ集計してシステムに入力するとかそういった判断を伴わないものの自動化がRPA。

例えばAIであれば人工知能ですので、要件、条件を設定することによって、例えば男性の場合はこれ、女性の場合はこれとか、10歳以下の場合はこれとか条件を自律的に判断して、自動化で集計するのが人工知能のAIですので。RPAは、あくまでもそう

いった判断を伴わない単純作業的なものを自動化するというようなシステムであるというイメージでございます。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 窓口業務ですけれども、要は新庁舎が開庁したときに、市民がまごつかないように、そういうような体制が一番必要だと思います。

後はこういう窓口の業務の改革によって、やはり人員整理、こういうものにもある程度着手していくべきかと思えます。効率を上げるためには、人件費が一番やっぱり手っ取り早いやり方です。人口も減っていく中で、その辺はやはり、自分たちも身を切るという覚悟を持ってやるべきではと私は思えます。その辺の試算についてもある程度作業を進めていって、業務がこうなった場合にはこのぐらいの人件費の削減にもなるなども、一方では考えていく必要もあるかと思う次第です。

最後に、3. 果樹産業振興方針の現状と今後の見通しについてお伺いしたいと思えます。

コロナ禍は、本市の主要産業のりんごをはじめとする果樹産業にも、影響を与えております。りんご及び一般果樹を含めた果樹産業の今後の振興方針をどのように考えているのかお知らせ願います。

次に、品目別農家数と結果樹面積、専業兼業農家数の推移、また、令和元年度及び令和2年度に農業委員会で許可した樹園地の移動面積、さらには売買された樹園地の10アール当たりの平均価格についてお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、当市の果樹産業の今後の振興方針についてお答えをいたします。

まず、当市のりんごでは、高い栽培技術と農協などをはじめとした集出荷体制によって、高品質と安定生産を目指し取組を行ってまいりました。一方で、人口減少や高齢化の進行による労働力不足や後継者不足などを背景に、りんごの栽培面積は平成28年度の1,800ヘクタールから、令和2年度では1,769ヘクタールと5年間で1.7%減少しております。このため、りんごをはじめとする果樹生産を維持できるよう生産基盤の強化に向け、労働生産性の向上や、新たな担い手の育成・確保。また、昨今の異常気象を背景とした災害リスクへの対応、優良品種や品目への転換といった4本の柱を課題に掲げ、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、一つ目の労働生産性の向上に向けては、りんごにおける省力樹形の導入や、ICT等の先端技術を活用したスマート農業機械の導入が有効とされており、意欲ある農業者の取組について後押ししてまいりたいと考えております。

二つ目の新たな担い手の育成・確保につきましては、市では新規就農者の育成をはじめ、人・農地プランに基づき、地域の合意形成による園地の集積・集約化に一層取り組んでまいります。

三つ目の災害リスクへの対応につきましては、これまでは平成3年の台風19号による壊滅的なりんごへの被害を教訓に、特産果樹の有望品目として早期に収穫ができる桃に着目し、果樹の複合経営化を推進するため県など関係機関の指導を仰ぎながら振興を図ってまいりました。栽培面積は年々増えているものの、さらなる拡大を目指すため、今

後も新規に取り組む農業者の掘り起こしに努めてまいります。また、自然災害や販売価格の変動にも対応できるよう、国の農業収入保険などセーフティネットへの一層の加入促進を図ってまいります。

最後に四つ目の優良品種や品目への転換につきましては、特産果樹では桃のほか、ブドウの優良品種とされるシャインマスカットに新たに取り組む農業者も増えるなど農業者の経営判断から、優良品種・品目への転換が進められております。このような取組に対し、国の果樹経営支援対策事業や県単独事業等を活用しながら、市場ニーズに応じた優良品目・品種への転換を進め、産地の育成を図ってまいります。果樹産業は、本市産業の一翼を担い、代表する成長産業の1つと捉えております。今後においても、関係機関等と連携を図り様々な課題に対応しながら、生産振興に着実に取り組み、魅力ある産業として持続的発展を目指してまいります。

品目別農家数と結果樹面積、専業兼業別農家数の推移については、後ほど経済部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（今井龍美） 初めに、令和元年度の樹園地の移動についてお答えします。件数は29件、合計面積は8.5ヘクタール、10アール当たりの平均価格は22万2,151円でした。

次に、令和2年度分の移動についてお答えします。件数は25件、合計面積は10.2ヘクタール、10アール当たりの平均価格は22万1,700円でした。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） りんご、ブドウ、桃の品目別農家数と結果樹面積、専業兼業別農家数の推移についてお答えいたします。

まず、品目別農家数についてでございますが、管内農協及び卸売市場への出荷農家数で申し上げますと、りんごは1,245戸、ブドウは25戸、桃は77戸でございます。

次に面積についてでございますが、りんごについては収穫できる樹園地、いわゆる結果樹面積で申し上げますと1,715ヘクタール。ブドウそれから桃については、栽培面積になりますが、ブドウが10ヘクタール、桃が25ヘクタールでございます。

最後に専業兼業別農家数の推移でございます。本年4月に公表された昨年実施されました農林業センサスの概要版では、まだ専業兼業別の農家数は公表されておられませんので、平成22年と平成27年の統計結果で比較申し上げますと、平成22年の総農家数2,570戸、このうち専業農家は672戸、第1種兼業農家は521戸、それから第2種兼業農家は1,377戸、平成27年では総農家数2,104戸、このうち専業農家は696戸、第1種兼業農家は420戸、第2種兼業農家は988戸となっております。総農家数が減少している中で、専業農家が微増となっております。一方兼業農家では第1種、第2種兼業農家ともに減少傾向で推移しているということでございます。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） りんごのことについてちょっとお伺いしたい。今年のリんごの生産、今摘果の最中でありまして。そういう中で、多分経済部のほうは把握してるかと思いますが、平川市内で降ひょうがありました。りんごの被害が見られてございます。把握してるかと思いますが、降ひょうが2回ありました。その辺については把握

していましたか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 2回ほどあったひょう被害の御質問でございますが、ひょうが降ったということの報告は受けておりまして、被害が実際どのくらいあったか。そういった面積とかは、まだ私のほうには報告は入っておりません。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 碓ヶ関地区と古懸地区に2回降っているようでございます。本日ここにおられますけれども、工藤秀一議員は被害があったというようなことでございまして、やはり今回の本市において、1,245戸、1,715ヘクタールもあるりんごでございまして。そういう被害があったら、すぐに調査をするという体制はぜひとも構築していただければと思います。それがやはり、産業を守っていくという基本のスタンスかと思えます。

今年のりんごを考えてみますと、腐らん病が多く発生してございます。県発表の4月中旬の公表データを見ますと、発生率が例年ですと、腐らん病の少発生が10.7%のものが70.2%、倍数でいきますと5.6倍。6倍近くになってございます。生産者の懸命の努力によって枝腐らんの処置はしていきまして、今現在は少なくなっておりますけれども、気象によつての被害が多くなってきてございます。春先例年よりも5.6倍も多く発生していますとそれが病原菌となって、また来年、再来年という形で被害の拡大が予想されます。

りんごの歴史は病害虫との闘いの歴史でございまして、その辺などを考えると今のコロナ禍のこの状況において、りんごの価格も先般5月の県の公表がされまして、それでもまたりんごの価格も安くなってございます。りんご農家支援対策をそろそろ考えるべきかと考えますが、その辺についてはどう思いますか。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） りんご腐らん病については、議員御指摘のとおり、発生の多い園地では収穫後の特別散布が有効とされております。発生や蔓延を防止するためには薬剤散布は当然必要でございますが、園地を見回り早期発見と早期治療、被害のある枝の処理を行うなど、まずは、その農家自身の方による園地の総合的な管理が重要と考えておりますので、腐らん病に対する支援策は今のところは考えてございません。

○議長（福士 稔議員） 長内秀樹議員。

○8番（長内秀樹議員） 東北農政局が2019年の農業産出額を昨日発表いたしました。私、今朝改めてデータ見ましたら、我が平川市は全国で、果樹で見ますと東北で第5位、第1位が弘前市の394億1,000万円、第2位が山形県東根市151億円、同じく天童市が137億円、福島市が106億円、そして東北で第5位が平川市78億5,000万円という形になりました。

青森県内においてはやはり弘前市、面積が大きいものですので産出額は大きいかと思えます。ただ、私が思うには、産出額はやはり面積が大きければ大きいんですよ。要はこの産出額割る、さっきも言った農家戸数なんです。ブドウと桃の農家戸数、本市においては重複してる点のところもありますので、仮にりんご農家戸数だといえれば1,245戸で割りますと、1戸当たりの産出額出てきます。そこがベースになって、そこの地域の農

業の豊かさになるんです。その農業の豊かさが、やがて新規の後継者も生んでいくかと思う。そのための1つの方策として、りんごでは高密度植栽培、今ブドウでは育苗ハウスを使ったシャインマスカットが大部分はやっています。昨年11月に中泊町が町を挙げて、育苗ハウスの横のほうにシャインマスカットの苗を植えて、そして育苗やるわけです。下には苗を作るんです。そしたらそのブドウが上に上がってきて、田植えした後は、そこにブドウが今ずっととなっている状態です。新潟県で開発したやり方です。私としては、平川市においてもそういうものに着目をして、どうすれば農家が豊かになって、そしてどうすれば後継者が増えていくか、そういうような助けをするのが経済部かと思っています。ぜひとも、そういう新しいアイデアを集めるアンテナを高くして、そして平川市の農家の人々の所得が上がるように。青森市では、シャインマスカットの次の新しいブドウをやってみました。コトピーというブドウだそうです。今、青森市が市を挙げてやっています。お父さんがシャインマスカットです。シャインマスカットの血を引くブドウです。皮ごと食べられるそうです。それも同様に育苗ハウスを使えるかと思います。そういうことは全部市の職員が考えてやってくるんですよ。我が平川市においても、ぜひそういうような積極姿勢が欲しいです。終わります。

○議長（福士 稔議員） 8番、長内秀樹議員の一般質問は終了いたしました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第8席、3番、中畑一二美議員の一般質問を行います。

中畑一二美議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

中畑一二美議員、質問席へ移動願います。

（中畑一二美議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員の一般質問を許可します。

○3番（中畑一二美議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました第8席、議席番号3番、公明党の中畑一二美でございます。通告に従い順次質問をさせていただきます。

今回は5つの項目について質問をさせていただきます。

まずは、1. 新型コロナウイルス対策についてであります。先日、葛西勇人議員がワクチン接種の予約について質問をされておりましたので、私のほうからはそれ以外のことに関して質問をさせていただきます。

ようやくコロナワクチン接種が始まりましたが、安心して生活するためにも、希望者全員が一日も早く2回の接種を終わらせる方策を考えなくてはなりません。先日、菅義偉総理が、11月までには希望する全国民に2回のワクチン接種を終わらせると固い決意を述べておられましたが、コロナ終息の切り札となるワクチン接種を可能な限り早めていただきたいと思っております。

それでは①ワクチン接種ほかについてお伺いをいたします。

ワクチン接種について、国では65歳以上の方が7月末までに2回目の接種を終えることを目標に掲げているところであります。当市においては、5月10日の集団接種から始まり、5月31日からは個別接種が始まっております。そこで、現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

まず、直近における接種者数と、65歳以上の希望者が7月末までに2回目の接種を終了することができるのかどうかお知らせください。

次に、8月以降から始まる12歳から64歳までの方の接種体制についてお伺いをいたします。12歳以上となった場合、学校や仕事等で平日の接種は非常に難しくなります。土日や夏休みを利用しての集団接種が必要になると思いますが、その辺の整備・対策はされているのかどうかお知らせください。

続いて、②コロナ禍における生理の貧困についてお伺いをいたします。

本年3月4日に行われました参議院予算委員会におきまして、我が党の参議院議員がこの生理の貧困問題を取り上げ、5人に1人の若者が金銭的理由で生理用品を買うのに苦労したとの調査結果を紹介し、実態を把握して必要な対策を講じるようお訴えをさせていただきました。これを受けて現在、全国の自治体に波及し、平川市においても4月26日に長尾忠行市長と須々田孝聖教育長に対しまして、コロナ禍における生理の貧困についての緊急要望書を党として提出をさせていただきました。

近年、社会問題としてクローズアップされており、生活必需品だからこそ切り詰めざるを得ない状況に陥っている女性がいることを認識しなければなりません。女性は男性より非正規での雇用率が高く、貧困などの経済的苦境に陥る可能性が高く、コロナ禍によって仕事がなくなったり減らされた方、また学生においてもアルバイトがなくなったり減らされた方が増え、経済的に苦しむ女性が増えたことも要因として当然であろうかと思えます。

また、子供の場合は、父子家庭や祖父母世代と暮らしている場合に、買ってほしいと言いつけられないケースや、小遣いで毎月買うのが負担で、1人で買いに行くことをためらう場合もあろうかと思えます。そのほか、保護者のネグレクト的な対応を受けている場合も購入までたどり着けないことも想定されます。

先日、陸奥新報の社説に、「生理は恥ずかしいものでも、女性たちの秘密でもありません。成長とともに人の体に起きる出来事であり、さらに男性であれば無関心であっていいものではありません。生理に関する理解の貧困もまた問題なのであります。」と載っておりました。全くそのとおりだと思います。

東京都では、9月から全ての都立学校の女子トイレに配備することが決定され、県内においても先日、五所川原市と三沢市において小・中学校に配備し、支援が必要な児童生徒に無償提供する方針が示されました。今回の問題はコロナ禍における期間限定的な取組ではなく、困窮女性支援策の1つとして継続的に取り組む必要があると思えます。そして、トイレトーパーと同じような消耗品として考えればいいのではないかと思います。

平川市においても、経済的理由により生理用品の用意が難しい方に対し、届く仕組みを講じる必要があると考えますが、市長の見解をお願いいたします。

また、市内の小・中学校において、生理用品を無償で提供する方策や、さらには学校

教育において、生理を隠さなければならないという風潮をなくしていく取組が必要と考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長(福士 稔議員) 市長、答弁願います。

○市長(長尾忠行) 中畑一二美議員御質問の新型コロナウイルス対策についてのうち、まず、ワクチン接種の状況についてお答えをいたします。

6月7日現在の1回目の接種を終えた方ではありますが、5月10日から接種を開始した80歳以上の方については、接種券を発送した3,465人のうち2,652人で接種率は76.5%となっております。また、4月19日から各高齢者施設において接種を開始した方948人を含めると合計で3,600人となり、65歳以上の方の接種率は32.8%となっております。なお、65歳以上の方が2回目の接種を終了する時期につきましては7月中旬を見込んでおります。

次に12歳から64歳までの接種体制についてお答えをいたします。

まず、土日や夏休みを利用しての集団接種の実施などの対策はされているのかとの御質問につきましては、そのほとんどが学校や仕事のある方が対象となると想定されますので、平日の日中の接種は難しくなると考えております。

私は、5月に開催された県の市町村長会議において、平日の日中の接種を受けることが難しい学生や社員が接種しやすい環境づくりに向けて、青森県全体の課題として学校や企業に働きかけることはできないか。そして、接種後は発熱や接種部位の痛みなどの副反応への対応として、休暇を取得できるような接種環境づくりはできないかという点について提言をさせていただきました。

当市としましては、集団接種と個別接種における夜間や休日の実施について、市内の医療機関と引き続き協議を進めるほか、8月と10月の日曜日には青森県総合健診センターに依頼し、1日当たり800人の接種を4回予定しております。

次に、一日も早く64歳以下の接種を加速するための対策はあるのかとの御質問についてであります。集団接種会場や個別接種の医療機関における接種状況を見ながら、1日当たりの接種者数を増やしていく方策を日々検討するとともに、国からの方針変更やワクチンの供給状況を鑑みながら、接種計画を随時更新しているところであります。

議員御指摘のとおり、一日も早く多くの方が接種できるよう努めてまいりますので、御理解を頂きたいと思っております。

次に、コロナ禍における生理の貧困についての御質問にお答えをいたします。

コロナ禍で顕在化した生理の貧困についての問題であります。経済的理由により生理用品の用意が難しい方については、備蓄用の配布等による一時的な支援ではなく継続的な支援が必要ではないかと考えます。

また、経済的理由による場合、生理用品等を配布して解決する問題ではなく、食費や光熱水費をはじめとする生活費全般に対する支援が必要と考えますので、自立相談支援機関や社会福祉協議会のしあわせネットワークでの支援につないでまいりたいと考えております。

また、報道によりますと、国は生理の貧困対策として、本年度中に生理用品を買う経済的余裕がない女性を対象とした健康調査に着手するようですので、当市といたしましても、国の動向を注視し対応してまいりたいと考えております。

小・中学校における取組につきましては教育長が答弁いたします。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 小・中学校における生理用品を無償で提供する方策及び学校教育の中で、生理を隠さなければならないという風潮をなくすための取組についてお答えいたします。

まず、生理用品の無償提供についてですが、小・中学校においては、保健室に児童生徒のための生理用品を備えており、生理用品を忘れたときや、急に必要となったときに提供しております。議員御指摘の生理の貧困への対応については、今後各学校と協議を行い、経済的な理由等により生理用品を自分で用意できない児童生徒に対しても、無償で提供できるよう準備を進めてまいります。

次に、学校教育の中で生理を隠さなければならないという風潮をなくすための取組ですが、小・中学校における性教育の充実により、女性には生理があり、生理痛などつらい症状があること、つらいときは体を休めることも必要であることなど、これまでどおり生理に対して全児童生徒が正しく理解できるよう努め、引き続き生理を隠さなくてもよい学校教育の実現に向けて努力してまいります。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） それでは、ワクチン接種につきまして再質問をいたします。

まず、6月7日からウェブ予約を開始したわけでございますけれども、電話予約とウェブ予約の予約状況をお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 6月7日から翌週分の予約ということで、ウェブ予約が開始されてございます。内訳を申し上げますと集団接種のウェブ予約が81.7%、電話予約が18.3%になります。それから、個別接種につきましてはウェブ予約が54.3%、電話予約が45.7%になります。合計で申し上げますと、ウェブ予約が57%、電話予約が43%という結果になりました。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） ウェブ予約がかなり増えている状況でございます。しかし、今もまだなかなかつながらないという苦情が大変多く、やっとながつたと思っても、もう予約がいっぱいだというので、やっぱり月曜日と火曜日に集中してしまっているという状況でありますので、まずは、ここを解消しない限りは苦情が収まらないのではないかなと思いますので、その辺の対策をよろしくお願ひしたいと思います。

そして、現在もまだ16回線で行っているわけですね。であれば、このウェブ予約が増えることによって、電話予約がかなりつながってもいいのではないかなと思うのですが、その辺確認しながらよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一点、報道されておりますけれども、むつ市では2回接種完了が10月3日、弘前市でも10月末までに完了させるという発表がされておりますけれども、当市では、そういういつまでというところが発表できる状況にないかとは思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 以前、議員の皆様にお知らせした際には、全ての希望さ

れる方は年内には終わるでしょうというような説明をしたかと思えます。

ただ、現状65歳以上の方々についても、1週間、2週間とか前倒しで推移してきておりますので、集団接種やら個別接種やらの接種計画を今見直ししている最中でありますので、大方スケジュールのめどがつけば、議員の皆様方にもスケジュールについて御説明する機会を設けたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 今答弁ありましたけれども、とにかく一日も早く前倒し、加速化させていかないと、ほかの市ではもう終わってるのに、平川市はどうなんだという苦情にもつながると思いますので、その辺しっかりと対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。スタッフの皆さんには、本当に御苦勞をおかけするわけでありますけれども、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の生理の貧困について再質問させていただきます。

先日、こういう声が届きました。長年にわたり養護教諭として勤務された方からの声であります。現在、マスコミで生理の貧困について普通に報道されるようになり、感動しております。養護教諭の仕事を、この方は陰徳あれば陽報ありという思いで働いてまいりましたと。子供たちの生理については、人知れず苦勞して接してきた気がします。学校では、養護教諭に任せっきりのところが非常に多いというふうに言われておりました。子供たちの幸せのためにも、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいという趣旨でありました。

私は教育者ではありませんけれども、こういう問題で悩んでいる子供たちの声を受け止めて、子供たちが安心して教育を受けられる環境の整備をすることもまた、教育者の務めだと思ひますけれども、教育長その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 養護教諭さんの力を借りて、生理について教えるということについては間違いないと思ひます。恐らくどこの学校でも。ただそれは、男性の学級担任の場合が多くて、女性の学級担任の場合は2人で協力しながらやられているのが現状だと思ひます。

ですので、非常にそれが負担であるという方もいらっしゃいますので、もちろん学校現場でそういう声をもっと広げていくように、あるいは市内では養護教員会というものがございしますので、そういう声がその場に届くと、そうだよねというような共感の声があり、やがて学校現場に今までと変えないといけなかな、男の先生でもそういうのをきちんと受け止めて指導しないとイケないかな、そういう意識改革にはつながる大変よい御意見かと思ひます。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） よくドラマで、事件は現場で起きているというふうにテレビでよく出ておりますけれども、やはり現場の状況を把握しないと手を打っていくことができませんので、そこが非常に重要なポイントになると思ひます。常に問題意識を持って、現場の意見を取り入れていただきたいなというふうに思ひます。

それでは次の質問に移ります。

2. 子育て支援についてであります。

先日、厚生労働省が発表した人口動態統計では2020年の出生数、去年の出生数、これが84万832人ということで5年連続で過去最少を更新したそうであります。

背景としては、晩婚化、出会いの機会の減少、経済的な事情、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている現状などが指摘されております。また、妊娠から出産までの期間を踏まえれば、コロナ禍の影響が2021年、今年はさらに影響を受けるのではないかと予想されております。婚姻件数も昨年は約52万件といことで、こちらのほうも戦後最少を記録したそうであります。婚姻件数が減ればおのずと出生数も減るわけであります。このままでは人口減少がますます加速いたします。まずは、子育てに関する経済的支援と教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題だと思っております。

そこで①出産応援事業について質問をいたします。この質問は過去にも多くの先輩議員が質問をしておりますが、今こういうコロナ禍の中、急速に少子化が進んでいるこの状況を鑑み再度質問をさせていただきました。

当市においては、第3子以降のお子さんを出産した場合、お祝い金として1人につき30万円を支給しているところでありますけれども、1人目であっても2人目、3人目であってもミルク代やおむつ代は同じくかかるわけであります。先ほども申し上げたとおり、若い世代が安心して子供を産み育てられるよう子育て世帯の経済的負担を軽減するためにも、第1子から継続的な経済支援ができないものかお伺いいたします。

次に②母子手帳アプリ「母子モ」についてであります。

この「母子モ」は、ICTを活用した新たな子育て支援策として、妊娠中から出産、小学校就学前までの全てのライフステージに合わせ、切れ目のない自治体サポートを実現するアプリで、紙の母子健康手帳と並行して利用いただくサービスであります。

県内においても多くの自治体が導入しており、直近では黒石市と板柳町で6月1日より開始しております。弘前市ではさらにオンライン相談サービスができるワンランク上の「母子モ 子育てDX」というものを開始しており、現在の新型コロナウイルス感染症などの影響により、外出や対面での相談の機会が減少し、不安やストレスを抱える子育て世代を手厚くサポートしているそうであります。

当市でもスマートフォンアプリ「母子モ」の導入を検討すべきと考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） まず、出産応援事業についてであります。第1子からの経済的支援についてはこれまで議会においても議員が御指摘のとおり、様々な形で議論されてきたところであります。

市では現在、子育て世帯に対する経済的負担軽減策として、子ども医療費の無料化や保育料の軽減措置、第2子以降の保育料無料化、幼保無償化に伴う副食費の補助など様々な支援を実施しており、他の市町村と比較しても手厚い支援を行っているものと考えております。

今日の地元紙に、平川市は子育てしやすいというような若い世代の記事も載っておりました。そういうこともありますけれども、基本的には既存の事業を継続して実施する方針としておりますので御理解を頂きたいと思っております。

母子手帳アプリ「母子モ」についての御質問は、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 当市では、平成30年2月1日より、スマートフォン向けの平川市子育てアプリを無料で提供しております。このアプリは、妊娠期からの子育て家庭を対象に、子育て世帯に必要な手当や子供の医療費助成など子育てをサポートする情報、市内の子育て関連施設の地図や予防接種情報のほか、子供の成長記録が作成できるなど、議員御指摘の母子手帳アプリ「母子モ」と同様の機能を兼ね備えたものでありますが、比較検討を重ねまして、より利便性の高いアプリを提供していきたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） まずは、出産応援事業について再質問をいたします。

現状の制度を継続するという答弁でありましたけれども、東京の話をされても困ると思うかもしれませんが、東京都ではコロナ禍における子育て世帯を応援することを目的として、期間を限定して新生児1人につき10万円相当の育児用品や子育て支援サービス等が受けられるギフトカードを配付しております。

東京都のようにコロナ禍における限定的な経済支援であってもいいですので、例えば令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に生まれた第1子、第2子の御家庭にもこういう経済的支援ができないものかお伺いいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問はコロナ禍における子育て世帯、特に第1子と第2子を対象として、今年度だけでも経済支援ができないかというようなことでありますけれど、昨年度に引き続き、市では今年度も給食費の無償化を実施するなど、子育て世帯全体への経済支援を行っているところでありますので、先ほど答弁いたしましたとおり、基本的には既存の事業を継続して実施する方針としております。どうか御理解をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） そういう答弁とは思っておりましたけれども、お祝い金30万円を受給された方が、どのくらいいるのか調べました。平成28年、21名、630万円ですね。平成29年、36名で1,080万円。平成30年、29名で870万円。それから令和元年度、27名で810万円ということで、大体800万円から1,000万円のお祝い金を支給されているということで、今私が質問した1人目からということになれば、大体出生数が180名前後かと思えますけれど、10万円掛けますから1,800万円ということになりますので、非常に金額的にもかなり増えますので、ちょっと無理かなと思っていましたけれども、それはそれでしょうがないというふうに思います。今現在コロナ禍ということで、当然出産控えというのも耳にしますけれど、多くの方が不安を抱えているということでございますので、その辺はお酌みいただきたいなというふうに思います。

それでは、3. 肺炎球菌ワクチン予防接種について質問をさせていただきます。ここで訂正をさせていただきますけれども、肺炎球菌ワクチンには小児用と成人用の2種類がありまして、私が今回質問いたしますのは高齢者支援としての成人用肺炎球菌ワクチンについてでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

現在、日本人の死亡原因の第5位が肺炎であります。65歳以上に限定しますと男性の

第3位、女性の第4位が肺炎となっております。そして肺炎死亡者数の約98%の方が65歳以上ということで、肺炎の原因となる細菌がいっぱいあるのですけれども、そのうち約30%が肺炎球菌だそうであります。ですので肺炎予防のためには、成人用肺炎球菌ワクチンの接種が重要な鍵を握っていると思います。

当市では65歳から100歳まで5歳刻みの年齢になる方を対象に定期予防接種を行っております。そして初めての接種に限り5,000円を上限に助成を行っております。しかし、2回目以降の助成がないので、約8,000円の自己負担が必要となります。それが、接種率が伸びていない原因となっているのではないかと思います。全国的に見ても接種率がたった3割に満たないという状況でございます、この接種率を上げることが鍵となっております。

先ほど述べましたとおり、出生数が減り、少子化が進めば当然人口減少も進むわけがあります。この高齢者の肺炎球菌ワクチンを接種することによって、肺炎を予防し寿命を延ばすこととなりますので、少しでも人口減少を遅らせることができる。出生数が減るので人口減少は進みます。それを高齢者が寿命を延ばすことで、少しでも人口減少を減らすことが遅らせることができるというふうに思っております。それを鑑みて、何とか2回目以降の接種費用の助成ができないものか、市長の見解をお伺いします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員御質問の高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種については、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種については、市の独自事業として、初めて接種する方に対し1回に限り5,000円を上限として助成しているところであります。

議員御指摘の1回目だけでなく、2回目以降の接種費用についても助成することはできないかの御質問ですが、当市の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率は過去3年の平均で約30%と決して高い接種率とは言えません。

そこで、まずは1回目の接種率を向上させることが、高齢者全体の肺炎を予防し、寿命の延伸につながるものと考えます。当市としましては、ワクチンの効果持続期間や再接種の有効性について、現在も国において検討中であることを踏まえ、定期接種としての1回目の接種を勧奨していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） この接種率を上げるために、例えば1回目だけ無料にするとか5年ごとに半額助成するとか、そういったことをすぐにできないと思いますけれども、ぜひ来年度の予算に御検討いただきたいというふうに思っております。

ちょっと余談ですがけれども、65歳を過ぎれば免疫力が低下するそうです。感染症にかかりやすくなるそうです。さらに、糖尿病や慢性疾患をお持ちの方、たばこを吸っている方も感染症にかかりやすくなるのが分かっておりますので、十分な注意が必要となります。そして肺炎球菌による肺炎は、せきやくしゃみなどで人から人へうつるそうであります、家族や友人、乳幼児にもうつってしまう可能性があるということで、元気なうちに、健康で長生きするためにできることはやっておく必要がある。その1つとし

て、予防接種をすることも大切なのではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは続きまして、4. 奨学金返還支援制度について御質問いたします。

平成27年度に国が策定しました奨学金を活用した大学生等の地方定着促進要綱というのがありまして、これは独立行政法人日本学生支援機構の奨学金や市町村独自の奨学金の利用者に対しまして、一定期間の定住や地元就職を条件に、自治体が奨学金の返還を支援する制度でありまして、経費の一部を国が財政措置するものであります。令和2年6月現在、32府県、423市町村で奨学金の返還支援事業が導入されておりまして、名称も奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱というふうに改称されております。

就学・就職による若者の流出は、平川市においても大きな課題であり、この奨学金返還支援制度を活用し、若者のUターン・Iターン・Jターンを促進してはどうかと思いますが、市長の見解をお伺ひいたします。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 奨学金返還支援制度についての御質問につきましては、副市長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 副市長。

○副市長（古川洋文） 議員御指摘のとおり、進学・就職による若者世代の市外への流出は、大きな政策課題の1つであります。

県の情報によりますと、令和3年3月時点で、青森県内では県のほか7町村において、一定期間の定住等を要件に、奨学金の利用者に対する返還支援制度を実施しているところであります。

当市におきましても、若者の流出を食い止める1つの方策として、奨学金を返済する方への支援も考えられますが、実施に当たりまして、対象者の定住の要件、対象とする奨学金、また、奨学金を利用しなかった方との公平性などの点を考慮する必要がございます。

中畑一二美議員からも資料の提供がありましたが、今後県や他自治体の情報を収集しまして、制度設計、そして事業の効果について研究してまいりたいと考えております。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 黙っていても人口減少は進むわけでありまして。やはり少しでもそういう可能性があるのであれば、どんどんいろんなことに挑戦することも必要なのではないでしょうか。

最後に、5. ヘルプマーク・ヘルプカードについてお伺ひをいたします。

ヘルプマークは障がいや疾患、例えば義足や人工関節を使っている人、内部障がいや難病のある人、妊娠初期の人や、精神疾患・知的障がいのある人など外見では分からない人が、周囲の手助けや配慮を必要としていることを周囲に知らせることで、支援を得やすくなるようにと東京都福祉保健局が作成したマークのことであります。皆さんも目にしたことがある方も多いと思いますけれども、赤色の下地に白のプラスと下にハートを組み合わせたデザインで、支援や配慮が必要であるということを表しております。

また、ヘルプカードも同じように、外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない方が、このカードを携帯することによって、災害時や日常生活で困ったときに、

必要な支援内容や緊急連絡先が書かれておりますので、周囲の方に支援や配慮を求めることができるというカードであります。

平成28年9月に、青森県においてもヘルプマークとヘルプカードの普及に取り組み、本市においても、平成28年10月から福祉課障がい支援係、尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、それから文化センターで配付を行っております。

本市では平成28年10月に広報ひらかわにおいて周知を行っておりますが、まだまだ認知度が低いと思います。今後どのような周知を行っていくのかお知らせください。

また、平川市での令和2年度までの配付の実績と障がいの内訳をお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 外見では分からない障がいを抱える方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするヘルプマーク・ヘルプカードについては、助け合いのしるしとして、本市でも平成28年度から配付をしております。

初めに、本市でのヘルプマーク・ヘルプカードの周知についてですが、開始時に広報紙へ掲載し、民生委員・児童委員定例会や地域ケア推進会議での紹介を行っております。

また、健康センター内には、ポスターを掲示し、福祉課障がい支援係の窓口では、ヘルプマーク・ヘルプカードの現物を掲示しており、手帳等の交付時に紹介し、周知に努めております。

配付の実績については、健康福祉部長から答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私からは、ヘルプマーク・ヘルプカードについて、配付を開始した平成28年度からの配付実績と、5年間の総実績の障がいの内訳についてお答えいたします。

平成28年度は、ヘルプマークが26名、ヘルプカードも同じく26名。平成29年度は、ヘルプマークが65名、ヘルプカードは64名。平成30年度は、ヘルプマークが28名、ヘルプカードは22名。令和元年度は、ヘルプマークが11名、ヘルプカードも同じく11名。令和2年度は、ヘルプマークが7名、ヘルプカードは6名となっております。

5年間の配付の実績といたしましては、ヘルプマークは延べ137名で、障がいの内訳は、身体障がい66名、知的障がい23名、精神障がい30名、発達障がい等が18名です。ヘルプカードは延べ129名で、障がいの内訳は、身体障がい65名、知的障がい23名、精神障がい28名、発達障がい等13名となっております。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 配付対象として障がい者手帳の有無は問いませんとありますので、該当する方は自分の身を守るためにも遠慮せずに受け取っていただきたいと思っております。

また、このヘルプマーク・ヘルプカードというものを知らなければ、困っている人がいても助けることができないわけですので、一般の人のもとより、小・中学校でも道徳の授業の中に取り入れて教えていくべきだと思いますけれども、教育長いかがでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 詳しくは今現場離れていますので分かりませんが、恐らく、

道徳あるいは総合的な学習の時間、そういう福祉関係のところで、もしかしたら取り扱っている教科書が既にある可能性が高いと思います。

今改めて知ることができましたので、校長会あるいは関係の会議などでこのことを発信していきたいと考えます。

○議長（福士 稔議員） 中畑一二美議員。

○3番（中畑一二美議員） 最後になります。いずれにしても、自分もいつそういう状況になるか分かりません。困ったときはお互いさま、皆が助け合っている社会になれば、ますます住みよいまちになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（福士 稔議員） 3番、中畑一二美議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため午後1時10分まで休憩といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（福士 稔議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9席、9番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願ひます。

（佐藤 保議員、質問席へ移動）

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○9番（佐藤 保議員） 第9席、議席番号9番、誠心会、佐藤 保でございます。

6月定例議会、最後の質問に入らせていただきます。

今現在の行政がやるべき最優先課題は、新型コロナウイルス対応の市民へのスムーズなワクチン接種であります。今のところ平川市としては、初期の混乱も収まり当初予定よりも先取りする形で進んでいて、市当局の対応に対し感謝の念に堪えません。

最後まで何とぞ取りこぼしのなきよう、そして平川市から一日でも早く新型コロナウイルスの心配がなくなることを祈念いたしまして、質問に入らせていただきます。

1. 平川市の議会改革についてであります。

平川市議会は、令和3年3月議会において議会改革特別委員会を立ち上げました。6人の委員が任命され、現在は平川市議会基本条例の策定に向けて作業中であります。

基本条例策定となれば、セオリーどおり自治体議会の二元代表制の解釈からスタートすることになります。メンバー全員が、議員としての自分の立ち位置を再確認し、身の引き締まる思いで条文の検討を行っております。委員会はフリートーク形式で進めていて、それぞれに疑問をぶつけ合い、条文の仕上がりは単純であります。その行間にはいろいろな思いを込めたものとなっておりますので御期待を願ひたいと思います。

①市長の期待する議会とは。二元代表制である執行機関の長に、何という質問をするのかと思われそうではありますが、これもまた行間で出ました質問になります。市長というよりは、議員経験豊富な大先輩からのアドバイスがあれば何か御教示願ひたいと思います。市長の議会に期待するものとは何でありましょうか。

②専決事項の進め方についてであります。これも委員会で話題になったことであります。新型コロナウイルス関連と年度の切替え時期でもあり、6月議会は特に多かったとは理解しますが、今議会も専決処分のラッシュであります。議会があまり信用されていない。議会軽視も甚だしいという意見もありました。ここで専決処分の理事者側の決定の流れについてお知らせ願いたいと思います。

③議会図書室についてであります。議会改革は議会図書室からという言葉もあります。議員の資質向上についての条文検討のときに、議会図書室についても話題になりました。地方自治法100条第19項にもあります。議会には図書室を設置することです。

しかし、平川市の場合図書室はございません。ないのであります。廊下に書棚がある程度でありまして、図書コーナーと呼べるところもない状況です。たしか今新庁舎のレイアウト検討のとき、議会のレイアウトを決めるときにも、議員間で図書室についてはあまり重要視してなかったかと思えます。

しかし、今の議会改革の委員、平成30年当時議員になっていない委員たつての要望でありますね。議会改革、まず図書室からいきましょう。今私も考えますと、議会改革特別委員会の成果でないかと。その図書室の重要性を若い議員が必死に願っているところがありますので、確かにレイアウトがもう決まったのでありましようけれども、専用の議会図書室、今から検討できるものでありましようか。それも市長にお答え願いたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員の御質問にお答えします。

市長の期待する議会とはという御質問でございますが、市議会議員の皆様がそれぞれ公約を掲げ、それぞれの信念、理念に基づき議員活動をされている中であって、私が期待すべき議会などと答弁をすることは、控えるべきではないかとも考えましたが、通告を頂きましたので、考えていること、持論の一端を述べたいと思います。

私は、県議会に15年と5か月、籍を置きましたが、議会改革検討委員会委員長として、平成24年から平成25年にかけて、県議会の議会基本条例の制定に携わりました。平成25年6月28日に可決された県条例には、各委員と議論を重ねた上で県議会の基本理念と議員の責務を明文化し、前文には制定に至った経緯と思いを盛り込むことにいたしました。

具体的には、一つ目には、県議会は、知事とともに県民の直接選挙により選出された県民の代表であり、二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき責務及び役割は、ますます増大してきていること。二つ目に、県議会がこれまで以上にその役割を果たし、真の地方自治の確立を目指すためには、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるとともに、県民に開かれ、信頼される議会の構築に一層努めなければならないこと。三つ目には、そのためには、知事及びその他の執行機関との立場及び機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を最大限に発揮する必要があること。最後に、県民の視点に立って、県民の負託に的確に答えていくことを決意しこの条例を制定することにいたしました。

この前文には県民という言葉が6回も出てきておりますが、これを市民に置き換えても同じことではないかと思っております。私は市長就任以来、職員に対し市民目線に立って業務に当たるよう、市民本位という心構えを忘れないよう機会あるごとに指示をし

てきました。議会に置き替えますと、市民本位の市議会になろうかと思えます。これが期待するというよりは、私が考える議会であると申し上げ答弁に代えさせていただきたいと思えます。

なお、現在、先ほど佐藤 保議員からお話がありましたが、当市議会においても議会改革特別委員会において基本条例の制定に向かっているというふうにお伺いしております。議会基本条例は、議会への市民参加、市民との対話と言ってもよろしいかと思えますが、それと議員間討議が二大要素と言われていますが、そのほかにも反問権の有無、通年議会の開催など、自治体によって多くの課題が検討され条例が制定されております。

平成18年5月に北海道栗山町で、全国で初めての議会基本条例が制定されてから、現在全国で874の市区町村で制定されている議会基本条例であります。当市においても制定され、より市民に開かれた議会へと改革が進むことを期待しております。

専決事項の進め方についての御質問は副市長から、議会図書室についての御質問については建設部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 副市長。

○副市長（古川洋文） 専決処分の進め方についてお答えします。

地方自治法第179条第1項に、議決すべき事件を専決処分することができる規定が列挙されております。当市では、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められる場合に専決処分を行っております。この規定により専決処分としてきた主なものについては、条例の一部改正や補正予算がございます。条例の一部改正について一例を申し上げますと、地方税法の一部改正のように市の条例の基本となる上位法の改正が、3月議会閉会後に公布され、新年度の4月1日から施行する場合など議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をしております。

また、補正予算につきましては、災害復旧や除雪経費などの迅速な対応を要するものが主なものとなりますが、昨年度及び今年度は、新型コロナウイルス感染症に関連した緊急経済対策を実施するため専決処分による対応とさせていただきました。

なお、専決処分した案件につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、次に開かれる議会において報告し、承認を求めるとされており、承認が否決された場合、不承認の場合には同条第4項の規定により、速やかに改正条例案の提出や補正予算提出など必要な措置を講じることとされております。

決して議会を軽視しているわけではなく、今後も地方自治法にのっとり諸手続を進め、市政運営について適切に事務を進めてまいりますので御理解と御協力をお願いします。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 議会図書室の設置に関する質問についてお答えします。

議会図書室は議員の調査研究に資するため、議員御指摘のとおり地方自治法により設置が義務づけられております。このため、基本設計時において議場の前室と兼用する形で配置し、議員説明会でお示したところ、議員控室で資料など閲覧できるようにしてほしいと意見を頂きましたので、実施設計において各部屋の面積を見直し、専用の図書室として設置可能か検討しました。その結果、隣接する大会議室では議員全員協議会や議員説明会、農業委員会総会など大人数での使用を想定し、面積を縮小することができないことから、専用の図書室とはせず議員控室に書棚を置き図書室を兼用する計画とし

ております。

また、工事途中で平面計画の変更が生じた場合、建築確認の変更申請や工事工程に影響するため、現段階では設計変更せず進める予定ですので御理解願います。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） まず一つ目、市長、再質問に入らせていただきます。

実は、一番先に市長を持ってきましたのは、議会費を握っておられるのは市長なんですよね、今現在。そして、我々は議会費というのをあまり意識しないまま全部通過させてまいりました。

今、議会改革を進めていく上では、どうしても議会費がある程度必要だとそういう委員全員の共通した希望ですので、市長に議会費のこともまたお願いに上がりますけれども、どうです市長。ある程度改革には、我々の資質向上のためには費用が必要なんです。今の図書室の話もそうですけれども、御理解いただけますでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議会改革を進めていくことには私は賛成でございまして、ただ、議会改革そのものは、議会の中で皆さんが議論し改革していくものだというふうに思っております。

また議会費に関しましても、議会費の予算に関しましては、議会の皆さんが提案されたものをこの議会の中で承認されることによって、予算が執行可能になるというふうなことでございます。決して私が自治体のトップとして、議会費をいろいろ操作するとかそういうことはございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） もしかしてやられてるのではないかなと、ちょっと勘ぐってしまいました。いずれこれからは、議会費もちょっとアップの方向で検討できれば。

次に、専決事項についてですね。委員会の中でも、こんなに専決処分が多いのであれば通年議会もありではないかと。それらも我々検討させてもらってますので、これはまた後ほど。ずっと見ても、やはり専決でやられるのが多くて、今回も教育民生常任委員会には全然議案回っていかなかったですね、専決処分のために。そういうこともありますので、通年議会をちょっと検討に入らせていただきたい。

続いて議会図書室、今回答頂きましたけれども、やはり専用の図書室しっかり必要かなと。視察などで各議会訪問しましても、大体図書室見ればその議会のムードとかが分かるのではないかと。確かに、物置になってる箇所もあるかもしれません。しかし、新しい庁舎で専用の議会の図書室もないのはちょっと寂しい感じしますので、もし変更の余地あればお願ひしたいと思います。どうです、いかがですか。

○議長（福士 稔議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 今現在進めている理由は、先ほど答弁したとおりでございますけれども、今の平面計画ですと議員の皆さんの席のほかに、今現在廊下にあるキャビネット、あの書籍の量以上の書棚を設置しても大丈夫でございますので、専用室であれば本当は一番いいのかもしれませんが、使用頻度とかも考えて何とか兼用する形でお願ひしたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 控室に資料置いて図書室と呼べませんけれどもね。議員は1人でひっそりと、ある程度自分の勉強するためにもそういう図書室的なものは必要かと考えますので、ぜひ市長も御検討をお願いできればと思います。平川市議会をよくするためにございますので。しかも、我々では図書室の重要度をあまり意識していなかったのですよ。ところが、議会改革の若い人たちは、専用の図書室のない議会なんておかしいという話もありますのでぜひ御検討願えればと思います。

それでは次の質問に入らせていただきます。

2. 平川市の介護保険制度について質問させていただきます。

3年に1回の65歳以上の高齢者が支払う介護保険料が見直されました。高齢化の進行に伴い、要介護者がますます増えている状況であります。

①第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画について質問をさせていただきます。

第8期の計画を見させていただきました。団塊の世代をターゲットにして、つまり私たちの世代であります。十分なまでの計画にはなっております。計画ですので、これを実際に実行に向けて、ぜひお願いしたいということでもありますけれども、この7期から8期までの主な変更点について、まず一つ目お知らせ願いたいと思います。

②介護保険料の算定についてお知らせください。

介護保険、2000年からスタートで20年が経過し、当初は私も現役でありましたので、せいぜい2,000円くらいは大丈夫だという感じでありましたけれども、20年経過して自分がいざ介護保険料を払う身になりますと、3期ごとの値上がりというのは疑問でありますし負担になっております。

3月22日の東奥日報1面に、第8期介護保険事業で65歳以上の高齢者が支払う介護保険料の市町村別一覧表が掲載されました。当市においては、7期の6,500円に対し8期は6,800円と300円の値上げになっておりますが、この保険料の算定方法と他市町村と比較した場合の違いについてお知らせください。5月15日は、全国平均では6,000円であります。青森県平均が6,672円で全国3番目になっております。青森県平均よりも高い状況にある介護保険料、どのように算定してるのか。そして、他市町村との違いは何なのかお知らせ願いたいと思います。

③在宅介護支援サービスの充実についてということで質問させていただきます。

全国的には高齢化率の上昇には歯止めがかからず、介護サービスはますます多様化しています。しかし、介護が必要になっても住み慣れた場所にいたいと希望する高齢者もいます。8期における在宅支援サービスの事業をお知らせ願いたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づく計画で、高齢者福祉等を推進する計画であり、第8期の計画期間は、議員御指摘のとおり令和3年度から令和5年度の3年間となっております。

第8期の計画では基本政策を、健やかに暮らし、お互いに支え合いながら、活躍できるまちと定め、認知症や介護が必要となっても全ての人の個性が尊重され、人としての尊厳を持って、いつまでも心豊かに住み慣れた地域で自立した生活を継続していくことができるよう介護サービスの充実、地域支援体制の充実、権利擁護の推進を図っていく

こととしております。

第7期計画からの変更点、介護保険料の算定及び在宅介護支援サービスの充実についての御質問は健康福祉部長より答弁をさせます。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 第7期計画からの変更点について主なものを3点御説明いたします。

まず1点目は、介護予防の充実です。高齢者が自主的な介護予防活動に取り組む、通いの場づくりの一層の推進について定めております。また、こういった通いの場や介護予防教室へのリハビリテーション専門職の参画を推進するとともに、医療、介護、健康診査等のデータ分析に基づき、高齢者への個別的支援、通いの場等への積極的関与を行う保健事業と介護予防事業の一体的取組により、介護予防事業の強化充実、フレイル予防等を行っていくこととしております。

2点目は、成年後見制度の利用促進です。成年後見制度は認知症や精神障がい等により、判断力が十分でない方について、その人の権利を守る援助者、成年後見人等を選ぶことで法律的に支援する制度ですが、弘前圏域8市町村で協働し、成年後見制度の利用促進、市民後見人の育成と活用などに取り組むこととしております。

3点目は、高齢者を地域で支える体制整備です。より多様化する高齢者の諸課題に対応するため、これまで行われてきたサービスだけではなく、運営基準を緩和したサービス、シルバー人材センターによる訪問型サービスの実施など様々な主体によりサービスを重層化し、高齢者が在宅での生活を継続していける支援体制の充実を推進していくこととしております。

次に、介護保険料の算定についてお答えいたします。第8期の介護保険料は、令和3年度から令和5年度までの3年間の介護サービスに係る給付費を見込み、対応する国・県支出金、社会保険診療報酬支払基金などの歳入を考慮し算定するものとなっており、このうち、65歳以上に御負担いただく第1号被保険者の保険料の負担率は23%となっております。

第8期の計画期間内において、新規事業所の立ち上げ予定はありませんが、厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムで、システムが保有する高齢者数、介護認定者数、サービスごとの受給率などの状況から推計したところ、高齢化率は上昇し続け、令和3年度以降も給付費の増加傾向が続く見込みとなりました。推計では特に、市内外の介護療養型医療施設が介護医療院に転換したことにより、医療療養費が介護保険での対応となったこと、ショートステイの利用者の増加による給付費の増加が大きいものとなっています。また、令和6年度から令和8年度までの第9期においても、同様に給付費は増加を続ける推計となっており、第7期から第8期、第8期から第9期への移行に当たって、できるだけ急激な負担増とならないよう財政調整基金を活用することとした結果、第8期の介護保険料を月額300円の増としたところでございます。平川市の介護保険料月額は6,800円ですが、他市町村との比較では、第7期と同様、おおむね県の中ほどの位置となっております。市民の皆様には負担増となりますが、介護保険制度を維持するために必要となる負担でございますので、御理解御協力くださいますようお願いいたします。

次に、在宅介護支援サービスの充実についての御質問にお答えいたします。市では、介護保険、在宅福祉、健康増進など高齢者からの様々な相談に対応するため、健康センター内に地域包括支援センターを、また、市内の5か所に在宅介護支援センターを設置しております。この在宅介護支援センターでは、高齢者実態把握調査として高齢者世帯への訪問調査を行うほか、介護予防教室の開催や通いの場の設置、運営支援、さらには生活機能を改善するための運動機能向上や栄養改善等のプログラムを実施するなど、相談窓口の機能だけではなく、高齢者の方が元気で暮らせるよう事業を展開しております。

第8期においてはこれらの事業に加え、運動やレクリエーションを中心とする新たな通所型サービスや、シルバー人材センターへの委託による訪問型家事援助サービス、シルバー応援隊を開始することとしております。

また、認知症の方の御家族の負担を軽減するため、認知症の方が起こした人身傷害や財物損壊を生じさせた場合の補償を行う認知症賠償責任補償事業を開始しております。

このように、第8期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画では、介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、在宅介護を支援する既存の事業に加え、市独自の事業の新設と充実を目指してまいります。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 確かにこの計画を見る限りでは、素晴らしい計画となっております。私も早く75歳になって利用したいような計画でありますけれども、そういった意味では市の財政に影響しますのでできる限り動けるうちは動きたい。

今、独り暮らしが求めているのは、きめ細かい個別対応のサービスなんですよね。住むところはある。体はまだ動けるといって人が結構いますので、私も含めた彼らの食事のサービスとか、何かそういった方向のものがあればかなりやっていけるんじゃないかと、独り暮らしも頑張っていけるんじゃないかと思ってます。

ところで、ほかの市町村との比較等はやられてみたものでしょうか。実は市町村によっては値下げしてるところもあるんですよね。それはどういった理由で値下げしているのか。ちょっとそこら辺は検討する余地あると思いますので、検討していましたらお知らせください。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 申し訳ございません。私今回の改定の事務に携わってございませんでして、まだ勉強不足でして、比較検討したのかどうかという事実はちょっと承知しておりませんが、県内の一覧表を見る限りですと、前回の7期よりも8期の介護保険料が下がったという市町村も何町村かは見受けられますが、その辺の分析はしてませんでした。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） ある程度は比較検討されたほうがよろしいかと。単純なんですよね。元気な高齢者を増やせば減るわけでありまして。そこら辺そういう観点でいろいろこれからも事業を進めていただきたい。

あともう一つ、介護保険料の中で平川市の介護保険特別会計を見ますと、9割方が施設に流れているんですよね、ほとんど。自立支援のほうは数%しか使っておりません。ずっとこのまま同じ状態で、施設介護の方向でいくんでしょうか。もう少し自立支援を

進めて、先ほど申し上げました独り暮らしをもう少し助けていくような事業について何か検討されてませんか。このままずっと施設にやるお金だけ増やして、自立支援の事業にはあまり増えてないような気がするんですけどもいかがでしょう。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 在宅サービスと施設のほうの予算の大小はあるかと思いますが、先ほど御説明したとおり、在宅介護される側にならないための在宅の支援についても、市としてはこれからも実施していく計画となっておりますので、予算は大小あるかと思いますが、そちらの支援についても市として努力してまいりたいと思います。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 施設誘導型じゃなく、在宅でできる限り在宅のケアを充実させるようお願いしたいというのが、三つ目の質問でなんでありますけれども、今家族でケアをしている人が随分おられます。そういう家族が施設に出さないで、最後までいろいろ面倒見て。そういう方たちに対しての補助とかそういうのはなかったんですか。介護している家族へのケア、それからそういう支援。一言で言いますと金銭的な支援。

○議長（福士 稔議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 現金支給という事業はちょっと思い出せないんですけども、在宅介護者の支援者の集いとかっていう介護する方たちが集って、年に一、二回とかリフレッシュのために少し温泉に入りに行くとかそういう事業をしているというような実績は記憶にございますが、金額的に支援をしているということまでは把握してございませんで申し訳ございません。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 最後まで面倒見るんだっていう家族もおられましてね。結構苦労しながら最後までみとっている方、随分周りにおられますのでね。そういう人たちへのケア、先ほど言った1年に1回かの集いなんていうのはおざなりな事業でしょうからね。本当に必要なところへもう少し配慮していただければと思います。どう見ても特別会計、9割ただそのまま施設に行ってるというのは少し気になりますので、なるべくなら動ける人、頑張る人に日を当てていただきたいということでこの質問は終わらせていただきます。

次の質問になります。3. 令和3年度の鳥獣被害対策についてお尋ねします。

青森県発表でありますけれども、昨年のツキノワグマの出没件数は5年連続400件以上で、熊の餌となるブナの生育状況から、今年は熊の活動が活発になるおそれが高いということでツキノワグマ出没注意報を発表しました。

ちょうど1年前になりますけれども、子連れの熊が地元の金屋のりんご畑に出没して大騒ぎになりました。猟友会にわなを仕掛けてもらいましたけども、1年経過して、喉元過ぎれば何とかです。今は熊の話題はたまにちょっと出るだけでありまして、今はすっかり忘れた状況なんですね。忘れないようにまた今回質問するわけでありまして、まずは、①熊の出没状況についてお尋ねします。令和3年、今年に入って平川市の熊の出没状況をまずお知らせください。

そして、これもまだあまり出ていないんでありましようけれども、②農作物被害防止対策について。市では熊についてはわなを設置したり、イノシシについては赤外線ドローンの活用で対策を講じていると過去の一般質問でも回答されておりますが、効果は限定的であると思います。さらに実効性のある鳥獣害対策はお考えでしょうか。お尋ねします。

③人的被害防止対策についてであります。昨年9月議会でも一般質問をしましたが、当市の人的被害防止対策、一応県の資料とかそういう形で対策は濁しておりましたが、県作成の一般的な対策のみでは決定的な対策は打ち出せません。危機管理の観点から、被害防止に向けたより効果的な対策を実践すべきと考えますが、市の御見解をお知らせ願います。

○議長（福士 稔議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 佐藤 保議員御質問の令和3年度の鳥獣被害対策についてお答えします。

議員御指摘のとおり、熊の行動が活発になる時期を迎え、目撃情報の多い国道や県道沿いなどには注意喚起の看板が設置されております。青森県では、昨年の秋は熊の餌となるブナの実の量が平年並みだったため、熊の出産が増え、冬眠明けの母熊が子熊の餌を求め行動範囲を広げるおそれがあるとし、令和3年4月5日付で11月30日までを注意期間とするツキノワグマ出没注意報が発表されたところであります。これを受け、当市ではホームページ等により注意喚起を行っているところであります。

令和3年度における市内の熊の出没状況、農作物の被害防止対策及び人的被害防止対策についての御質問は経済部長より答弁させます。

○議長（福士 稔議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 初めに、熊の出没状況についてお答えします。

昨日現在、大木平地区で1頭のわなによる捕獲実績がございます。それから市に寄せられた目撃情報は碓ヶ関地域での2件となっております。

次に、農作物被害防止対策についてお答えをいたします。昨年も中山間地域を中心に、主に熊やカラスによるりんご等への被害が確認されており、当市では初めてイノシシによる水稲への被害も確認されております。被害が全国的に多発している中で、当市を含め、他の自治体も様々な取組を行っているところでございますけれども、抜本的な解決には至っていないのが現状でございます。

鳥獣被害防止対策は、「捕まえる」、「入れさせない」、「住ませない」といった3本柱が基本とされており、行政、地域、農業者が一体となり取り組んでいく必要があるものと認識しております。議員御指摘のとおり、熊やイノシシについては、わなの設置のほかICTセンサーカメラや赤外線ドローンの活用により生息域の調査を行い、個体数を減らすための取組を実施しているところでございます。また、鳥については有効な対策がなく、農業者の自助努力に頼っているのが現状でございます。

令和2年度では、近隣自治体の取組事例を参考に関係機関と連携し、2つの新たな取組に着手しております。一つ目は、熊やイノシシ対策として、電気柵の設置の可能性を探るため、中山間地域等直接支払制度の組織に対しましてアンケートを実施しております。1組織が興味を示しましたが、設置後の管理負担を理由に実施を見送っております。

二つ目は、鳥対策についてでございます。津軽みらい農協のりんご栽培指導協力会の園地に、鳥を寄せつけない効果があるとされるゲットウという植物チップを試験的に設置しました。結果として、効果は不明という意見が大半でございましたので、農協のほうとしては、今後農家に広める予定はないとのことでもございました。引き続き粘り強く、県、農協などの関係機関や地域、農業者と連携をし有効な対策を模索してまいります。

最後に、人的被害防止対策についてお答えをいたします。昨年度、近隣自治体において、熊によるりんご園での人身事故が発生しております。当市では、このような事故は発生しておりませんが、平野部の住宅地付近においても目撃情報があるなど、近年出没件数が増えており、今後は人的被害防止対策がますます重要になるものと考えております。昨年の9月議会で答弁しておりますように、熊は個体により性格や行動が異なるとされており、人的被害を防止する万全な対策はございませんが、市としては今できる必要な対策を行っているところでございます。

まずは、熊に出会わないようにするための行動の意識づけです。あらかじめ出没情報に注意することや、ラジオなど音の出るものを携帯し、自分の存在を知らせることなどが有効であると啓発しております。次に、熊が出没しにくい環境づくりです。生ごみや放置果実類を意識的に撤去するなど、周辺環境の改善についても啓発しているところでございます。最後に、熊が出没した場合の安全対策です。わなの設置のほか、防災行政無線を活用し注意喚起するとともに、状況に応じて警察、地元猟友会と連携しパトロールを実施しております。市といたしましては、引き続き関係機関と連携をし総合的な対策に努めてまいります。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 災害、そして安全に関しては常に意識下に置かなくてはいけない。もう忘れてしまっただけです。今回もそういう意味で質問させていただきました。

私が思うに、地元の鳥獣害対策で一番大事と思っておりますのは、中山間地の耕作放棄地の手当てかとも思っております。これから各中山間団体は山の草刈りをやりますので、そこら辺をきちっとやり遂げて、ある程度防衛線をつくる必要がありますよね。しっかりと人間が管理しているんだと見せれば、熊もある程度意識して寄ってこないんじゃないか。

そして、今荒廃している農地もそうでありますけれども林業、林ですね。放置状態のところもありますので、そこにはやはり熊が潜んでも見えません。私は時々ずっとこのところ、昨年熊が出たところ散歩してるわけでありましてけれども、熊に来るなということ意思表示して毎日歩いておりますけれども、やはり人間がある程度いるんだということを示して、ここは放棄地じゃないよということ。

これからも中山間地の管理、そして今耕作放棄地をどのように活用するかと、そこら辺も大事かと思っておりますので、市の中山間地へのアドバイスですね。こういう放棄地、ただ草刈るのではなく、どういった展開すればいいかというのをもうちょっと一緒に考えていければと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員に少し確認したいことがございます。よろしい

ですか。

理事者側との聞き取りの内容には入ってございましたけれども、1番目の①と③、この市長の期待する議会とはと議会図書室について、これはやはり佐藤 保議員が議会改革特別委員会の委員長であられること、そしてこの議会費についてもですね、これは議員全員の総意ではございませんので、私としては佐藤 保一議員の一般質問として、この発言した内容、議事録をもう一度確認をして、修正する部分は修正をしたいとそういうふうにございます。

誤解を招くような発言がありますので、今さらそれを云々言っても変なことになりますので、発言の内容は私も確認はしておりますけれども、そこら辺のところお任せ願えないでしょうか。

○議長（福士 稔議員） 佐藤 保議員。

○9番（佐藤 保議員） 当初私一般質問出しましたときですね、これはもしかして議長に止められるんじゃないかなと、そういう意識は持っていました。これうまく通したから平川市議会もまんざら捨てたものじゃないという意識は少し持ったわけですけど、確かに議長おっしゃるようなそういうことであれば、ぜひ見直し構いませんのでよろしくをお願いします。

○議長（福士 稔議員） 大変申し訳ありませんけれども、誤解を招くような発言は議事録では載せられませんのでよろしくお願いをいたします。

9番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次にお諮りします。会期日程表のとおり、明日17日は議事整理のため本会議を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福士 稔議員） 異議なしと認めます。

よって、次の本会議は18日午前10時開議とします。

工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 今議長も言いましたけれども、この通告に対しての聞き取りは職員がやります。でも今議長も言いました議会に関係するもの、こういうものは事務局長が精査して何を聞くのか。最初から取り下げるような方法も考えた方がいいのかな。ただ職員の担当者の聞き取りで、これ聞きますよってば皆動きます。じゃあ議会に関するこれについては、別個に何を聞くのか議会の事務局長が聞いてみて、みんなの総意でないのであればこの取り消しをさせてもらおうと。

それから図書館のことも最初から全員で決めて、そういうことを設けない。そのときは議員で、改革の委員だったんですよ。あのときは任意でしたけれどもね。そういうこと、みんな知っていることをあえて一般質問で取り上げるべきではない。私はそう思っていますので、事務局長その点少し考えてください。よろしくお願いします。

○議長（福士 稔議員） この件につきましては、私も以前からお話聞いてましてどうしようかなという考えはあったんです。本当のところ。あったんですけども一個人の発言は妨げられないと、そういうこともございまして、聞き取りの内容にも入ってあつ

たと。

私がここで言いたいのは、私にはその内容が知らされておられませんので、先ほど事務局長のほうから要旨をお借りして確認させていただいたわけです。今後ともそういうことも含めて、また協議する機会を設けて進めたいと思いますので、今回のところはこれで勘弁をしていただきたいと。まだ終わってませんので。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時08分 散会

